

スコットランド自治運動

——その背景と過程——

富 田 理 恵

1. はじめに

スコットランド議会設立の提案は、ウェストミンスター議会でなくエディンバラで立案され、これを野党勢力が公約とし、1997年ブレア率いる労働党の勝利と住民投票の賛成によって実現の見通しが開け、1999年7月のスコットランド議会の成立に至った。もっとも、スコットランド自治を制度的に確立しようとする動きは、1885年のスコットランド担当官¹⁾ (The Secretary for Scotland) の設置と、加えて翌年のスコットランド自治協会 (Scottish Home Rule Association) の設立に淵源を持つ。したがって1999年のスコットランド議会の成立は、世紀をわたる息の長い運動の結実といえよう。

そのうち本稿は、1979年における自治成立の失敗から筆を起し、当事者のインタビューを添えて、自治成立の背景と過程を書いていきたい²⁾。EUの統合が進む今日、民主主義が地域に開かれた形で再生することが模索されている。そうしたなかで、ナショナリズムの運動でありながら「より民主的な説明責任とよりよき統治」³⁾ という普遍的な理念を掲げたスコットランド⁴⁾ の自治⁵⁾ 運動は、21世紀のヨーロッパ政治の展望を開く一例と考えられるからである。

2. 1979年の挫折

脱植民地化、経済停滞、EEC加盟、石油危機、北海油田の操業開始といった新たな展開に、1970年代の連合王国（以下UKと表記）とスコットランドは対応を模索し苦闘を続けた。独立を掲げるSNP (Scottish National Party) の躍進も、その応答の一つであった。同党は、1974年の2月の総選挙で21.9%の得票率でスコットランドの71議席中7議席、同年10月の選挙で30.4%の得票率、11議席を得る⁶⁾。

独立志向に見えるスコットランド票をつなぎ止める必要から、ウィルソン労働党内閣は、1975年11月に『変わりゆく民主主義』 (Our Changing Democracy) と題する

政府白書を刊行した。その内容は、巨大な権限を持つスコットランド相と、立法権とスコットランドの予算枠の裁量権を持つ142議席（1選挙区から2人選出）の自治議会（Assembly）とを提案するものであった。次いで、ウィルソンから交代したキャラハン労働党首班のもと、1976年12月にスコットランド・ウェールズ法案が上程された⁷⁾。しかし自治のための法案は極度に難航し修正を重ね、ウェールズと分離されたスコットランド法案は、ようやく1978年の2月に下院を通過した。難産の理由は、労働党内部が自治をめぐる大きく割れていた事実に戻る。もとより自治推進の意図の中には、SNPの進撃をくい止めるという後ろ向きの動機も存在した。一方、スコットランド経済の不振に対応するためには中央政府のリーダーシップが欠かせないとの見方や、権限委譲に対する特にロンドン周辺からの選出議員の反発もあり、さらに権限委譲がUKの解体を招くという危惧からの反対意見も根強かった⁸⁾。これら反対派による法案の修正は、自治の命運を大きく左右する。まず法案の発効のため、住民投票での賛成が必要とされたばかりでなく、さらに全有権者の40%以上の賛成というハードルが加わったのである。

翌79年の3月1日、悪天の中での投票結果は、投票率63.6%、全有権者に占める賛成票の割合は、32.85%、反対票30.78%という結果となった。賛成票が投票総数の過半数を越えたものの、全有権者数の40%には届かず、スコットランド法は無効となった⁹⁾。ストの相次いだ1978-79年の冬は「不満の冬」として悪名高い。ごみは放置され病院にスタッフは不在となり、一時は死体の埋葬も滞った。労働組合も与党議員も制御できない政府と労働党に、有権者のうち自治への関心の低い人々を動かす力はなかったのである。SNPも賛成の陣営にいたものの、自治実現のため党派を越えた賛成キャンペーンはなかった。一方、野党保守党は反対の主張で結束していた¹⁰⁾。けれども、賛成票の実数は反対票を上回っており通常の住民投票であれば成立したはずである。40%の罅にはまっただけの不成立は、推進派にとって後味の悪い結末であった。この住民投票直後の3月に、SNPが内閣不信任案を上程し可決された。続く総選挙は全国レベルでサッチャー率いる保守党が圧勝し、SNPは11議席中9議席を失った。続く保守党政権下では、政策課題として自治が顧みられることはなかった。一方、80年代から再出発する自治推進派は、70年代の失敗から教訓を学んだ。ロンドンでなくエディンバラで自治運動が組織され、自治案が練られた。70年代には越えられなかった党派の壁も、80年代の運動は乗り越えることができた。

1978年のスコットランド法を1998年の同名の法と比較してみよう。78年法は、中央政府が保留する権限を明記した98年法と異なり、明記されたのは委譲される権限であった¹¹⁾。この書式自体、限定的な自治権が付与されるにすぎない点を印象づける。さらに、98年法に議会の権能として含まれている、税率の変更権¹²⁾、経済開発、産業の育成を図る権能、大学、職業訓練、一部の交通・運輸の政策遂行、警察や刑事訴追の

システムに対する権限¹³⁾が、78年法に欠けていた点も指摘しておきたい。

3. 保守党政権下のスコットランド——政治、経済、文化——

1979年の後味の悪い敗北のために、自治実現の夢は無限の彼方に遠のいたようにみえた。それを引き寄せたのは、一エドワード1世以来彼女ほどスコットランドで嫌悪された人物は減多ないといわれた¹⁴⁾ —サッチャー首相その人であったかもしれない。自治運動を推進したスコットランド国制会議の実行委員会委員長ケニオン・ライトも、「サッチャーは目的をもって新たに築かれたスコットランドのコミュニティの、意図せざる産婆であった¹⁵⁾」と断言する。

サッチャー首相が逆説的な形で自治を引き寄せたとは、具体的にどのような意味なのか、ここで簡単に述べたい。スコットランドにおいて、1987年以来保守党への支持が凋落した。その結果、議席に表されたスコットランドとイングランドとの政治的意思は、大きく乖離することになる。すなわち、1979年から97年までのサッチャー、メイジャー政権期に、保守党は全国レベルで過半数を保持するにもかかわらず、スコットランドの72選挙区（完全小選挙区制）において、83年の総選挙で当選した保守党の議席は21、87年の総選挙で10、92年の総選挙で11、97年の総選挙ではついに0となった¹⁶⁾。したがって、スコットランド人から見れば、サッチャー、メイジャー政権を、自ら選んだ政権とは思えなかった。そのような“よそのイングランドの”政府ではなく、自らの議会と内閣を持つことが、90年代の政治の中で「スコットランドの人々の確定的な意志」（故スミス労働党前党首）¹⁷⁾へと固まっていったのである。

それではなぜ、保守党政権がかくも不人気であったのか。1979年の総選挙の時点でイングランドの有権者は大勢として、サッチャーによる福祉国家批判を受け入れたが、スコットランドの有権者はそうでなかったのである。多くのスコットランド人（90年代後半で労働人口の4人に1人）が公共部門で職を得ており、福祉国家の理念と、教育の階級格差を是正しようとした総合制中等教育は、スコットランドでは強い支持を得ていた。すなわち1945年以降、福祉国家の理念と恩恵にスコットランド人はユニオンの意義を見いだしてきたのである。サッチャー主義は、こうしたスコットランド人の考え方に対するあからさまな挑戦であった。また、サッチャー首相はスコットランドには独自の政治意識や経済状況があり、その実情にあわせた政策配慮を行う必要がある点を理解しなかった。むしろ、なぜスコットランド人が、自分のすばらしい政策を支持しないのか、不思議に思っていたのである。加えて、人頭税（正式にはコミュニティ・チャージ）問題がおこってきた。スコットランド人の憤激の的となったのは、支払い能力の有無に配慮しない均等負担の課税方式ばかりでない。結局サッチャー首相の命取りとなったこの危険な政策を、イングランドより一年前の1989年にスコット

ランドに導入し、スコットランドを実験台にしたと考えられた点である。反対の大会唱にもかかわらず、この課税は実施された¹⁸⁾。一方人事面でも、たとえば1987年にスコットランド庁（the Scottish Office）の教育・保健相となったマイケル・フォサイスは、庁内の委員会や諮問機関のメンバーにサッチャー主義者を指名していったのである。このような80年代後半の状況から、サッチャー主義の当否以上の問題が明らかになってきた。すなわちウェストミンスター議会は絶対の主権を持ち、その多数を握ればどのような専制政治も可能である点である。スコットランドの行政を司るスコットランド庁も、ロンドン政府の下請けの官僚機構に過ぎず民意を反映するしくみも説明責任もない。この閉鎖的なスコットランド庁を民主的にチェックしようというのが、80年代後半から本格化する自治運動の、一義的な目的となった点を強調したい。79年まではコンセンサス重視の政治手法が守られてきたため、このような国制上の欠陥は見えなかったものの、サッチャー首相の強引さによって、スコットランド人は自らの意思や利害を守る政治のシステムが不在であることを痛感したのである。メイジャー首相は、1296年にエドワード1世によって略取されウェストミンスター寺院に置かれていたスコットランド王位の象徴スクーンの石を、700年目にスコットランドに返還するなど、スコットランドの感情に配慮する素振りは見せた。しかし、高まる自治要求には、UKの解体を招きスコットランド人に重税となると論じて、一切耳を貸さなかった¹⁹⁾。1997年の総選挙における保守党候補全員の落選は、この政権に対するスコットランド人の復讐であったといえよう。

次にスコットランドの労働党とSNPについて見ていきたい。スコットランドの労働党は第一次ブレア内閣に、優秀な人材を輩出した。スコットランド相ドナルド・デュワーは勿論のこと、他にゴードン・ブラウン蔵相、ロビン・クック外相、ジョージ・ロバートソン国防相などである。自身もスコットランド人であったジョン・スミス前党首は、生前次のように語っていた。「労働党はスコットランドの人々に大きな恩義を感じている。私たち〔スコットランドの労働党〕は転ばぬための重りであり、私たちは地盤を持っていた。労働党が困難に直面していた年月に、それは必要な地盤であった」と。80年代前半もスコットランドの労働党は、穏健な現実路線でまとまっており、サッチャー政権の批判票の受け皿となった。その結果、83年の総選挙で72議席中41、87年に50、92年に49、97年に56議席を確保し、後に閣僚として活躍する政策通を育てたのである。またキノック党首の下で従来の国有化路線と決別した結果、労働党による自治反対の根拠も消滅した点をつけ加えておきたい²⁰⁾。

SNPも変化した。1988年の党大会で「ヨーロッパ内での独立」路線が圧倒的多数で採択された。独立したスコットランドのECへの加盟方針は、小国に必要とされる安定的な政治的、経済的な枠組みを与えるものとして、提示されたのである。この路線転換によってSNPは、分離主義者とのレッテル貼りに有効に反駁し、近代のかつ国際

的、進歩的なイメージを得た。また人頭税反対など中道左派路線に針路を取り、90年には党首として若く实际的なアレックス・サモンド（Alex Salmond）を立てた。彼は1992年1月スコットランドの将来について、スコットランドの4つの政党のリーダーと討論し、優れた説得力を発揮する。95年には、独立に次ぐ二番目の選択肢として自治を念頭に置き、そのために他政党とも協同する可能性を語った。こうして SNP は党のイメージの刷新に成功した²¹⁾。その結果、小党に不利な単純小選挙区制のなかで、83年の総選挙で2、87年で3、92年で3、97年に6議席を得ている²²⁾。

次に経済に着目したい。まず20世紀末現在のスコットランドの姿を統計から把握していこう。総人口は1997年現在512万人でUK全体に占めるスコットランドの人口は11%である。96年における一人あたりのGDPは、スコットランドが10,822ポンド、スコットランドを除くUKが12,212ポンドであって、スコットランドの額は13%低い²³⁾。スコットランドの豊かさをUK内の他地域と比較してみると、北アイルランド、ウェールズ、イングランド北部より富裕で、イングランド中部と同等、イングランド南部ほど豊かではない。失業率については、1995年にはグレート・ブリテンとスコットランドが同率の8.3%²⁴⁾である。ところで富の再配分という機能を持つ国家予算は、豊かでない地域に優先的に配分される。スコットランド人一人あたりに配分される予算額も、全国の一人当たりの額より97年において19%大きい²⁵⁾。この事実は大きな政治的意味を持った。スコットランドの相対的な貧しさと、自治や独立を推進する勢力が社会民主主義的性格を持つことから、保守党は、この進路は必然的にスコットランド人に高い税金を課すと論じ、これを「タータン・タックス」と名づけて宣伝した。したがって、政治的な自治を掲げても財政的に中央政府に依存している事実は、自治推進派に重くのしかかった。自治と財源、自治と経済的繁栄への関心や不安は、自治をめぐる論議の通奏低音となったのである。

さて、80年代から90年代にかけてスコットランドの産業は、大規模な構造転換を経験する。しかもそれには大きな犠牲が伴った。そのプロセスを追ってみよう。サッチャー政権は、就任直後からポンド高、高金利政策に出た。これがスコットランドの製造業を直撃したのである。79年から81年の間に製造業は11%の減産となり、その労働者の5分の1が失職する。76年から87年までの間に製造業の生産能力は全国的に落ち込んだが、スコットランドのマイナス30.8%は最悪であった。中でも深刻な打撃を受けたのは、伝統産業の繊維、石炭、造船、鉄鋼である。事実この分野の工場閉鎖が相次いだ。鉄鋼業の中心として象徴的な意味を持っていたブリティッシュ・スティール・コーポレーションのラヴェンスクレイグ（Ravenscraig）工場ですら、同会社の民営化にともない、93年に閉鎖された。製造業の不振は、短期的にはサッチャー政権の経済政策が原因であり政権の不人気の一因となったが、長期的に見れば、すでに伝統産業は弱体化していたといえる²⁶⁾。さらに85-86年には企業買収のブームがお

こり、スコットランドの製造業の全資本 47 億ポンドのうち、24 億ポンドがロンドンに移っている²⁷⁾。

スコットランドには北海油田がある。70 年代のナショナリズムに火をつけた石油生産は、80 年代のスコットランド経済の苦境を救ったであろうか。確かに採掘用の設備の建設はスコットランド各地で行われ、また石油生産によって雇用は確保された。したがってグランピアンと呼ばれるスコットランド北東部は、UK でもっとも豊かな地域の一つとなる。けれども採掘権は、実績のある多国籍企業が占め、スコットランドの企業が採掘の技術を発展させるチャンスは来なかった。さらに原油価格の低迷のため、90 年代前半は生産が落ち込んだ²⁸⁾。石油生産が経済再生の切り札になりうるかとの問いに対しては、不況の更なる深刻化を防いだものの、スコットランドに技術導入のない石油生産は安定的で将来性のある産業となりえないという答が、ここ 20 年の間に見えてきたのである。

スコットランドにシリコン・グレンと呼ばれる地域がある。UK 政府の熱心な誘致と英語圏の有利さから、米国、日本(沖電気, NEC)、アジアの新興工業国の資本が、ヨーロッパ市場をにらんで投資した結果、エアシャからダンディーまでの一帯に、電子工業が興隆した。具体的な数字を挙げてみると、ヨーロッパで生産されるパソコンの 35%、世界の現金自動支払機の 25%、半導体の 12% がスコットランドで生産されている。この繁栄が伝統主要産業の落ち込みからスコットランドの製造業を救った。しかし進出企業には、スコットランドの安い労働力が魅力の一つである²⁹⁾。したがって、もしさらに安い労働力が見つければ、あるいはポンドがユーロに対し高すぎれば、多国籍企業はスコットランドの工場を閉鎖してしまう可能性がある。

90 年代のスコットランドは、産業の構造転換の嵐をくぐり抜けて小春日和を見た。1993 年から 94 年にかけて、失業率はイングランドをわずかながら下回り、一人当たりの可処分所得は、スコットランドで 9,100 ポンド、イングランドで 9,140 ポンドとなった。しかしこの構造転換の中で、特に電子工業を中心に女性のパート労働の比重が高まったのも事実である。転換の嵐の中で、失業した者には失業手当が給付されグラスゴーなどの不況地域には地域振興が図られた。保守党政府はその表看板にもかかわらず、セーフティネットとしての国家の役割を機能させたのである³⁰⁾。

90 年代のスコットランドをめぐる状況の好転は、流入、流出人口の動向にも示されている。1980 年代人口はほぼ毎年 1 万人以上流出していった。その頂点は 1987-88 年で、流出人口が 24,900 人上回った。しかし 1989 年で潮目が変わる。これ以後流入人口が上回るようになり、1993-94 年では 9,800 人のプラスとなった。職やよりよい生活水準を求めて故国を去る人の流れが変わったのである³¹⁾。80 年代には工場閉鎖が相次ぎスコットランドに未来はないように思われた。しかし 90 年代には、新しい産業の将来に不安定要因も大きいものの、スコットランドの魅力や住みやすさが再発見され、

人々を惹きつけ始めたとはいえないだろうか。

1980年から、スコットランドの文化が新たな展開を見せた。それは、1970年代の自治運動の高まりとその敗北を契機に、スコットランド人とは何か、どこから来てどこへ行くのか、との問いに答を求める動きであるといえよう³²⁾。特にスコットランド史の分野では、その業績は質量ともに飛躍的に高まった。アシュ（M. Ash）が『スコットランド史の奇妙な死』（*The Strange Death of Scottish History*, Edinburgh）を1980年に出版したその翌年に、J・ワーモルドが編集する8巻の『新スコットランド史』

（*The New History of Scotland*, London）の出版が始まった。84年で完結するこのシリーズは、1970年代までの研究成果を総合し、スコットランド史研究の新たな土台となったのである。これに継いで、1760年以降を扱った三巻本の『スコットランドの人々と社会』（*People and Society in Scotland*, Edinburgh, 1988-92）は、スコットランド社会史研究の金字塔となった。さらにジョン・ドナルド社、タックウェル・プレス社など、スコットランド史の学術出版を手がけるスコットランドの出版社が輩出した。

ここに紹介したスコットランド史研究の興隆は、80年代に花開いたスコットランドの文化の一局面に過ぎない。俊才たちの活躍が小説、詩、演劇、絵画の分野で見られた。たとえばアーヴィン・ウェルシュ（Irvine Welsh）の『トレイン・スポッティング』（*Trainspotting*, London, 1994）は、エディンバラの若者文化を描いた作品である。映画化されてさらに話題を呼んだ³³⁾。政治、経済、文化はそれぞれに人々の意識に影響を及ぼしながら歴史を作っていく。以上に述べてきた保守党政権下のスコットランドの中で、新たな自治運動が育まれてきたのである。

4. スコットランド国制会議（SCC）の成立——1980-89年——

1980-90年代の自治運動は、スコットランド国制会議（The Scottish Constitutional Convention 以下 SCC と略）が担った。本節は、その SCC の成立を扱う。

1980年3月に自治の火を消さぬため、労働党の草の根活動家ジム・ボヤック（Jim Boyack）を議長（Convener）にスコットランド自治議会運動（The Campaign for a Scottish Assembly 以下 CSA と略）が発足した³⁴⁾。この市民運動が、19年後に実を結ぶ国制の変革へのささやかな第一歩となった。CSA は、79年時に自治の賛成派が政党の枠組みを越えて運動することのなかった教訓を踏まえて「スコットランドの自治に賛成する幅広い党派を結集し」ようと考えた³⁵⁾。スコットランドで保守党が議席を半減させたにもかかわらず、全国的には圧勝した1987年の総選挙ののち、CSA は、自治運動の方法について19人（2人の辞退者により実質17人）の委員を指名して検討を委ねた。委員長は、都市計画家で公務に携わった経験を持つサー・ロバート・グリー

ヴ（Sir Robert Grieve）教授で、委員は政界を除くスコットランドの各界（教会、労働界、実業界、学界）で活躍する著名人が選ばれた。セクレタリとして報告をまとめたのは、スコットランド庁の職員を退職したジム・ロス（Jim Ross）である。彼は79年法作成の実務を担当した経歴を生かして貢献する。この委員会の結論は1988年7月に『スコットランドの権利の要求』（*A Claim of Right for Scotland*）として発表された³⁶⁾。同文書は、選挙で選ばれた現職の政治家、政党のうち自治に賛同する勢力を傘下に収め具体的な自治提案を行う団体としてのスコットランド国制会議のあり方を提案した。

CSA は、『スコットランドの権利の要求』を受けて、各政党に国制会議への参加を呼びかけた。保守党には何もなかった。自由民主党（the Liberal Democrats）³⁷⁾ は参加を表明した。同党は自由党時代以来、自治を一世紀以上標榜してきたからである。そこでスコットランド最大の政党、労働党の去就が注目される。影のスコットランド相でスコットランドの労働党のリーダーも務めるドナルド・デュワーは、1988年の初秋に国制会議への参加を決断し、10月のスターリング大学での講演会³⁸⁾ で決意を公にした。その翌11月の補欠選挙で労働党の地盤グラスゴウのゴーヴァン（Govan）で労働党の候補がSNPのジム・シラーズ（Jim Sillars）に屈辱的な敗北を喫する。この結果は、スコットランド人の不満の受け皿として労働党があてにされなくなる危険を警告したと受け取られた。国制会議への参加はすでに決定されていたものの、この敗北は、決定の重要性と緊急性とを労働党議員に認識させることとなった。一方SNPは、CSAの主催する89年1月の準備会合に出席したものの、国制会議への参加を見送る。SNPにとって、自治を標榜する団体に加入しておきながら総選挙で独立を訴えるのは、困難であった。また、スコットランドにおいて真に競合するのは、労働党とSNPである点に双方が気づいていた。数に優る労働党とともにテーブルにつく場合SNPは、自党の不利な立場を予想し、ゴーヴァンでの結果を受けて独自路線に舵をきったのである³⁹⁾。

1989年3月30日にエディンバラのアセンブリ・ホールにおいて、スコットランド国制会議の設立総会が開かれた。SCCの共同議長（joint chair）として、76年に自由党党首となり89年当時自由民主党の国会議員であったサー・デイヴィッド・スティール（Sir David Steel）と、74-79年にスコットランド庁の権限委譲相を務め89年当時も労働党国会議員であったハリー・ユーイング（Harry Ewing）に決定した⁴⁰⁾。国会議員の両者のもとで自治草案作成の実務を担当することになったのは、SCCの実行委員会委員長（Chair of Executive Committee）ケニオン・ライト（Canon Kenyon Wright）である。彼はメソヂストの牧師で、ミショナリとしてインドに行き、国教会の聖職者としてとコヴェントリで牧会したのち、81年よりスコットランドの教派を越えた協力を進める団体のジェネラル・セクレタリとなっていた。グリーヴ教授の委員会のメ

ンバーに指名されてから、彼は非政党人として自治運動に大きく関わっていくこととなる⁴¹⁾。

さて設立総会では、『スコットランドの権利の要求』と題する短い宣言文に、SCC に参加を表明した政治家個人やスコットランドの諸団体が列をなして署名した。労働党、自由民主党を主体とするスコットランド選出の国会議員と欧州議会議員、その他諸政党として緑の党、共産党、諸団体としてスコットランド労働組合会議(STUC)、ほとんどの地方自治体、スコットランドの主要な諸教会、自営および中小企業全国連盟(The National Federation of Self-Employed & Small Business) のスコットランド部門、スコットランド女性会議(The Scottish Convention of Women)、少数民族の組織の代表、ゲール語地域の団体が参加した。オブザーバとしての参加は、スコットランド開発・産業協議会、大学学長委員会、地方の商工会議所、そして CSA などである⁴²⁾。設立総会で実行委員長のライトは次のように述べ喝采を浴びた。「私たちがあまりによく知っている、[サッチャー首相の] 一声が[この自治運動に対して]『私たちは NO という。私たちは国家(the state)である』と返すならば、どうしたら良いだろうか。ならばこう答えよう、『私たちは YES という。私たちは THE PEOPLE だ』と」⁴³⁾。事実この時から 97 年まで、NO という保守党政府に対し、SCC は YES と言い続けたのである。

さて次に、『スコットランドの権利の要求』と題する長短二種類の文書(1988 年、89 年)の内容を概観しよう。まず文書の名称に着目する。スコットランド史上に「権利の要求」と命名された文書は二つあり、最初の文書は当時から約 300 年前の 1689 年に、スコットランド議会で採択されている。同議会は、イングランドの名誉革命の直後に「権利の宣言」以上に急進的な、「ジェイムズは王位を没収された」とする革命文書「権利の要求」を発したのである⁴⁴⁾。1842 年にも同名の文書が作成され、スコットランド教会の教会総会が、高等民事裁判所による教会の独立の侵害を抗議した内容となっている⁴⁵⁾。このような歴史的事実を踏まえて、1988 年の文書の作成者は自らの宣言文書を「権利の要求」と命名し、当時のスコットランドが 1689 年と 1842 年に匹敵する重大な国制上の危機にあるという認識を訴えようとしたのである。

まず A 5 版で 45 頁にわたる『スコットランドの権利の要求』をみていこう。これは 1988 年 7 月にグリーヴ教授の委員会が作成した文書である。プロローグ、第一部・スコットランドの統治が変革されねばならぬ必要、第二部・スコットランド統治への道、第三部・機能する国制会議、エピローグという構成となっている。まず、1707 年のユニオン条約が保障したスコットランドの独自性が侵害されてきた事実と、ウェストミンスター議会在が完全な主権を持つというイングランドの国制の欠陥を指摘し、それゆえ自治議会が必要である、と論じる。第二部では、アメリカ独立戦争時やフランス革命期、戦後の西ドイツや北アイルランドで機能した Constitutional Convention を参考

に、国制的な変化をもたらすための運動体としての国制会議の構成について提案する。選挙で選ばれた政治家からなるという案と、スコットランド社会に影響力を持つあらゆる団体が参加する案が提示される。とはいえ国制会議が現実の政党を巻き込み政治力を持つ必要を強調する。第三部では、国制会議による自治議会の計画案作成、世論の動員、政府との交渉、国制会議のスタッフや費用についての提案が示されている⁴⁶⁾。同文書は、大胆な国制批判によって反体制的な雰囲気濃厚に持ちながらも、緻密な論理展開により目標達成のための現実的な道筋を描いたといえる。当時自治運動は院外活動として進めざるをえない状況にあった。その一方で、国制会議の結論がなんの正統性もない紙切れでは意味がない。作成者が苦労したのは、おそらくこの矛盾であったと考えられる。実際の SCC には、スコットランドの諸団体が広く加入したものの、スコットランドの労働党と自由民主党の貢献こそ成功を保障したといえる。ところで、同文書中では国制会議の意思決定として票決も想定されていたが、実際には票決は行われずすべてコンセンサスの形成によって意思決定された。

一方、89年3月の SCC 設立総会で署名された『スコットランドの権利の要求』と題する短い宣言文については、ここに全訳を示したい。

「スコットランド国制会議として集まった私たちは、スコットランドの人々の必要に最も適合した統治のあり方を決定することのできる、スコットランドの人々の主権者としての権利 (the sovereign right) をここに認め、あらゆる私たちの行動と議論において、彼らの利益が至上のものとなることをここに宣言し誓約する。さらに私たちの行動と議論が以下の目的のために注がれることを宣言し誓約する。それは、スコットランドの議会 (an Assembly or Parliament) のための計画案に同意すること、スコットランドの世論を動かし、計画案へのスコットランドの人々の賛成を確かなものとする、そして計画案の実施を確実にするためスコットランドの人々の権利を主張することである」⁴⁷⁾。

以上は、SCC の意図と目的を簡潔に表現した内容といえよう。ただし、文中の“主権者としての権利”とは独立も示唆する微妙な言い回しである。その可能性も匂わせながら目的を議会の設立とする宣言文を、独立派も引き込もうとする優れた政治的配慮とるか、狡猾にも二兎を追おうとしていると見るかは、評価の分かれるところであろう。

以上、CSA の発足から SCC の成立までをみてきた。最初は小さな市民運動に過ぎなかった CSA が、まず政界外の指導的な立場の人々を引き入れて国制会議を構想させ、その会議に今度は政治家を参加させて、議会の設立への具体的な道筋をつけようとした。みごとな手腕といえる。しかし別の見方をすれば、CSA の小さなパン種が短期間に大きくふくらんだ事実こそ、80年代後半のスコットランドの疎外状況の深刻さを示しているといえよう。ただしスコットランドのエリート層は、こうした危機感を

バネに具体的な行動を起こした。そこに彼らの政治意識の鋭さをみることができる。

5. 自治議会成立へ——1990-1999 年——

SCC は、発足後すぐに自治の計画案の作成にとりかかった。最初の難関は自治議会の選挙制度であった。自由民主党は小党に不利な現行の完全小選挙区制に換えて、比例制の導入を SCC からの脱会をかけて主張した。一方スコットランドにおいて 42.4% の得票で 69% の議席を得ていた（1987 年総選挙）労働党は、比例制に乗り気でなかった。しかし労働党は譲歩する。労働党の支持基盤であるスコットランド中心部(the Central belt)の外に住む人々の支持と関心を、新しい自治議会につなぎ止めておく必要を感じたからである。もとより自由民主党が SCC から出ていけば、SCC は実質的に労働党の単独支配となり、かえって自治運動の支持基盤を弱体化させる点を懸念したのである。

これで最初の難関は越えた。SCC は設立以来 20 か月の討議の後、1990 年 11 月 30 日、スコットランドの守護聖人聖アンデレの祝日に、A 4 版で 20 頁の『スコットランドの議会に向けて』*Towards Scotland's Parliament* [本稿では T. S. P. と略] をグラスゴウのロイヤル・コンサートホールで発表した。この文書については、やや抽象的な内容で財源についての提案が複雑すぎるなどの問題が、後に認識された。しかし野党勢力や自治に賛同する諸団体が、合意文書の作成という生産的な一步を標すことによって、自治をめぐるスコットランドの世論の焦点を作ることに成功したのである。SCC は 11 月 30 日の総会において、自治の実現を一般の人々に呼びかけていくよう決議した。さらに SCC の 92 年 2 月の総会では、そのワーキンググループが提案した選挙制度や男女比、自治議会の運営方法を了承した。1992 年の総選挙直前の世論調査では野党の優勢が予測されており、政権交代によって自治の実現される日が近いとの期待も高まった。

しかし 4 月の総選挙結果は予測を裏切った。全国的には、90 年 11 月サッチャーに代わって保守党を率いたメイジャー首相は善戦し、政権交代の期待は水泡に帰す。膨らんだ期待が失望に終った衝撃ばかりでなく、スコットランドでの多数党とウェストミンスターでの政権与党が異なり、スコットランド人がいくら野党に投票しても何も変わらないという絶望感がスコットランドを襲ったのである。SCC の方法の有効性にも疑問符が打たれて、総選挙後の一年の間、SCC の運動は凝集力を欠く。代わって前面に立ったのは、より大衆的な形の自治運動である。「連帯するスコットランド」(Scotland United) は、選挙の数日後にグラスゴウのジョージ・スクエアで集会を持ち、独立か自治か現状維持かの住民投票を呼びかけた。さらに EU 首脳会議が開かれていた 92 年 12 月のエディンバラで三万人が“スコットランドの民主主義”のためのデモに参加

した。これらの運動は、不満を代弁し自治への希望を喚起する象徴的な役割を演じた。けれども自治の実現に、現実政治の熟練は欠かせない。総選挙を機に労働党、自由民主党に人事の刷新があり、新しいメンバーが自治の計画案を再び練り直すことになった。自身も熱心な自治論者であったジョン・スミス労働党新党首のもと、93年秋には影のスコットランド相にジョージ・ロバートソン（2000年現在 NATO 事務総長）が着任し、92年総選挙時の自治案をより精密にする必要を説く。スコットランドの自由民主党のリーダーには、ジム・ウォリスが就任した。

SCC も態勢を立て直した。93年4月 SCC の実行委員会は、スコットランド議会の選挙と代表（選挙制度と男女同数規定）のあり方、自治議会の国制上の含み、ウェストミンスターでのスコットランド代表についての勧告や提案を得るために、SCC 外の委員からなる国制委員会（the Constitutional Committee）の設立を決定した。国制委員会は94年10月に報告書を提出し、選挙制度については具体的な議席数まで提案をしたものの、男女比の問題には SCC 参加の政党に努力義務を課するという提案に留まった⁴⁸⁾。確かにこれらは、SCC に参加した政治家がその責任で決断せねばならぬ事柄といえよう⁴⁹⁾。

新議会への比例制度の導入と男女同数議席の提案は、ブリテン⁵⁰⁾ の政治史上画期的な試みであり、それゆえ自治案作成過程における最大の論点となった。94年から95年に SCC の内外で論議して下した結論が直接 98年の制定法の内容となった関係上、その経緯についてここで言及しておきたい。

90年の T. S. P. は、新選挙制度の必要条件として、得票に比例して議席数が決定されること、男女同数が選出されるよう積極的な行動をとり、またマイノリティが公平に代表されるよう促すこと、議員と選挙区との絆を保つこと、わかりやすいこと、過疎地域も適切に代表されること、選挙民の手に最大の決定権を与えること⁵¹⁾ を述べたに留まった。92年の総選挙前に SCC は、得票数と議席とを忠実に比例させること、ブロック⁵²⁾ の得票によってこれを実現すること、男女同数に法的義務を課することを了承していた⁵³⁾。しかし、上記の合意を前提として国制委員会に審議を委ねる際（93年10-11月）に、自由民主党から最後の法的義務について強い反対があり、これを前提としないことになる⁵⁴⁾。さて国制委員会の報告は、日本でいう小選挙区比例代表併用制を採用する内容であった。有権者は二票持ち一方に小選挙区の立候補者の名を書き、他方に党名を書く。国会議員を選ぶスコットランドの選挙区 72 はそのまま新議会の小選挙区となり、一位の得票者が当選する。他方比例ブロックは、スコットランドに 8 つ設定されている欧州議会選挙区の区割りを用いる。ブロック内の小選挙区での当選者と比例ブロックからの当選者が、ブロック内の党名票の分布に比例する形とするのである。報告書は比例ブロックの定員を 5 人と定め、したがって議員定数を 112 と設定した。また男女比の問題に対しては、女性の進出を妨げている社会的、経済的、文化

的障害を取り除き、女性の比率が40%以上とするよう政党に努力義務を課すことを勧告した⁵⁵⁾。提案された選挙制度は民意の分布を忠実に議席に移すことを意図した制度であり、民意集約的な日本の並立制と対照をなす。また論議の多い区割りのプロセスを省略し現行の区割りを利用する点で、現実的な案といえよう。

この勧告のうち、議席数についてはSCCのメンバーから異論が続出した。まさに政治的利害の関わる問題だからである。労働党は国制委員会の112を受け入れたものの、自由民主党は145を主張した。両者の相違点は比例ブロックの総定数で、この割合が高いほど正確な比例となり小党に有利となる。労働組合会議は、男女同数を制度的に実現する別案を作成し215を主張した。一年近く三すくみの状況が続く。この行き詰りを解いたのが、労働党と自由民主党のリーダー、ロバートスンとウォリスによる95年9月の会談である。この会談で総定数は129に決着した。小選挙区72のうち、過疎地域への配慮からオークニ・シェトランド選挙区をそれぞれ独立させ小選挙区総定数を73とし、また1ブロック内の定員を7名とした結果である（ $73 + 7 \times 8$ ）。特に労働組合は強く反発したが、上記の案がSCCの案に確定した。男女同数議席の問題については、政党が同意文書を交わすことで下からの合意形成が醸成されていた。95年11月23日労働党のローナ・ブランキン（Rhona Brankin）、ジョージ・ロバートスン、自由民主党のマリリン・A・マクラレン（Marilyne A. MacLaren）、ジム・ウォリスの間で「選挙合意」（Electoral Agreement）が署名された。男女同数議席の原則に同意し、当選可能性も考慮しながら小選挙区と比例ブロックにおける男女同数の候補者設定にコミットする内容である⁵⁶⁾。

1999年5月に実施された新議会選挙は、連立政権を誕生させた。しかし、厳格な比例制の導入はあらかじめ連立政権の成立を念頭に置いていたのである。すなわちSCCは、連立政治によってコンセンサス重視の政治手法をスコットランドとブリテンに定着させることをねらっていた。また、男女同数の原則については、目標実現のために選挙民の意志を積極的に修正すべきか否かが論議され、結局選挙民の意志を優先する結論となった。ふたを開いてみると、新議会の129議席のうち女性は49人となり、97年総選挙の659議席中120名を比率において上回る。努力義務の効果はあったといえよう。労働党の当選者は男女まったく同数の28名、SNPも19人の男性と16人の女性選ばれた⁵⁷⁾。

「選挙合意」の一週間後の95年11月30日、聖アンデレの祝日にSCCの総会がアセンブリ・ホールで開かれ、『スコットランドの議会、スコットランドの権利』（*Scotland's Parliament. Scotland's Right.*）[本稿ではS. P. S. R. と略]と題するA4版で35頁の自治案が公式に採択された。上述した選挙制度以外の提案も具体化し詳細となった。また労働党の政権復帰が射程に入ってくる中で、自治案は現実的となった。

ところで、SCCは政権交代によって即、SCCの自治案を原案とした立法化が、ウェ

ストミンスタ議会で始まると考えていた。しかし、突然高いハードルが設定された。96年6月労働党は、自治成立のために、立法化の前に住民投票が必要と言いだめたのである。突然の政策変更には、94年5月心臓発作でなくなったスミス党首の後継者、トニー・ブレア党首と影のスコットランド相ロバートスンが当事者として関わっていたらしい。提案された住民投票は、最初にスコットランド議会で賛成か否か、二番目にその議会在税率変更権を持つことに同意するか否か、を問う内容であった。SCCにとって寝耳に水の出来事であったことや、住民投票は79年の悪夢を思い出させたこと、自治の財源をめぐる二番目の問いにより自治案を葬る意図であると解釈されたことによって、労働党の突然の政策変更は、SCCの他の主要な構成メンバーの自由民主党、労働組合、そして何よりも労働党内部から猛反発を浴びた。ブレアとロバートスンは、住民投票はウェストミンスタの立法化を迅速に進め、スコットランド法の基盤を揺るぎないものにするためであり、スコットランド自治への自らのコミットは決して変わらないと強調し、ようやく9月上旬に反発の嵐もおさめ、住民投票を公約とした⁵⁸⁾。後の展開は、たしかにブレアとロバートスンのシナリオ通りに運んだのである。

1997年5月ブレア率いる労働党が政権に復帰し、SCCの案を基礎に政権交代後一年以内に立法化する⁵⁹⁾、という労働党の公約の実現が待たれた。新内閣のスコットランド相には、88年影のスコットランド相としてSCC参加を決断したドナルド・デュワーが就任した。早くも5月15日に新政権は、住民投票法案(スコットランドとウェールズ)を上程する。さらに住民投票前にスコットランド自治についての政府白書を刊行すると決定し、編集作業に入った。スコットランド庁が率先した作業は迅速に進み、『スコットランドの議会』(*Scotland's Parliament*)⁶⁰⁾ [本稿ではS. P. と略]と題するA4版で41頁の政府白書は、7月24日に刊行された。新議会の立法権、選挙制度や財政などSCC案(S. P. S. R.)の骨格は尊重された。ただし、白書は中央政府の立場が貫かれており、エディンバラから自治を求めたS. P. S. R.とのニュアンスの違いは明白である。7月31日に住民投票法が成立し、投票日は9月11日に設定された。住民投票には公約通り二つの問いがなされる。第一問は「スコットランド議会の設置に賛成するか」、第二問は「スコットランド議会が、所得税の3%の範囲内で税率変更権を持つことに賛成するか」である。自治に反対する保守党の「タータン・タックス」宣伝からも明らかなように、財源問題は重要な論点であった。多くの先進国の地方政府が課税権を持っており、自治推進派は、もし第二問が否決されれば自治の実質が損なわれる点を懸念した。

今まで自治運動と一線を画してきたSNPは、8月1日に第一問と第二問の双方に賛成しその賛成キャンペーンに参加すると決定した。賛成キャンペーンは「スコットランド・フォワード」(Scotland FORward)という超党派の組織が前面に立ち、SNP支持の大物俳優ジョン・コネリも動員する。労働党と自由民主党が賛成陣営である

のはいうまでもない。党派を越えた賛成キャンペーンが成立しなかった 79 年時の教訓を生かしたといえよう。一方保守党を中心とする反対派は、自治議会の設立はやがて UK を解体させる、自治は必然的に重税となると論じて「考え直そう」(Think Twice) キャンペーンを張った。しかしビジネス界の大勢は中立ないし沈黙を守った。ダイアナ妃の事故死で運動は一時中断するものの、9 月 11 日一救国の英雄ウォリスによるスターリング・ブリッジの勝利のまさしく 700 年後に一自治は圧倒的多数で支持された。投票率は 60.4%，第一問への賛成票が 74.3%，第二問への賛成が 63.5%との結果に終わったのである⁶¹⁾。

S. P. に基づいて作成されたスコットランド法案は、97 年 12 月に上程された。116 の条項を含む 4 万語の法案は、厳かに *There shall be a Scottish Parliament.* と始まる。上下両院での審議時間は約 193 時間に及ぶ。圧倒的な自治への支持を背景に、小修正はあっても紛糾はなく「スコットランド法」(*Scotland Act*) [本稿は S. A. と略]⁶²⁾ は、98 年 11 月 19 日女王の裁可を得て成立した。一方スコットランド庁は、スコットランドの政党の代表と SCC や市民団体の代表、学者からなる議会運営審議会 (The Consultative Steering Group on the Scottish Parliament) を 98 年 1 月 13 日に設置し、議会運営の規則について 98 年末までに報告するよう求めた。SCC が開かれた民主主義の実現を新議会に託した経緯から、そのルール作りは大切なプロセスである。この審議会は、99 年 1 月 15 日に『スコットランド議会のかたち』(*Shaping Scotland's Parliament*) [本稿では CSGreport と略]⁶³⁾ と題する A 4 版で 176 頁の報告書を刊行した⁶⁴⁾。

99 年 5 月 6 日ついに新議会選挙の投票日が到来した。投票率は 59%，一党で過半数は無理との予測通り、129 議席のうち労働党が 56, SNP 36, 保守党 18, 自由民主党 17, 緑の党 1, スコットランド社会党 (Scottish Socialist Party) 1, 無所属 1 となった。スコットランド議会も議院内閣制である。過半数の基盤を持った内閣の成立のため、第一党の労働党とそれに最も政策的に近い自由民主党とが政策協議に入ったが、両党の政策の相違点のうち大学の授業料徴収問題は紛糾した。労働党は導入を主張し自由民主党は廃止を公約していたからである。しかし 13 日授業料問題は「見直し」で決着し両党の連立合意が成立した。前日の 12 日には新議会の議長 (Presiding Officer 原語が UK の制度名と異なることに注意) に SCC の共同議長を務めた自由民主党のデイヴィッド・スティールが選出されている。自由民主党の支持を得て 13 日スコットランド初代の首相 (First Minister) に選ばれたのは、ドナルド・デュワー (労働党 前スコットランド相) である。11 名の内閣 (Executive) にスコットランドの自由民主党からは党首で副首相となったジム・ウォリスと他一名が加わった。7 月 1 日には女王夫妻臨席の下、スコットランド議会の開会式が盛大に行われる。新議会の議事堂には、恒久的な議事堂がホルロード宮殿の正面に完成するまで、アセンブリ・ホールがあて

られた⁶⁵⁾。

不思議にもアセンブリ・ホールは、スコットランドという想像の共同体を具現化するフォーラムとして歴史を刻んできたのである。かつてはスコットランド教会の教会総会（General Assembly）の議場となり、さらに SCC が発足し最終自治案が採択された会場となった。そのフォーラムは、ついに 1999 年 7 月 1 日に公式のスコットランド議会を迎え入れたのであった。

6. SCC の実行委員長ケニオン・ライトへのインタビュー

SCC の実行委員長として実質的に自治運動のリーダーシップを取ったケニオン・ライトに、筆者は 2000 年 8 月 21 日にダンブレインのスコッティッシュ・チャーチズ・ハウスで面会した。一面識もない外国人の筆者に対し、ライトは一時間をかけてていねいに応答した。記して感謝したい。「スコットランド自治は、自家製である（Home rule is home made.）」とする自信に満ちた口調と達成感が印象に残る。このインタビューでの主なやりとりは以下の通りである。

筆者—スコットランド自治の重要性を特に強く意識したのは、いつごろか。

ライト—サッチャー政権の時から。サッチャーの強引な手法により、本来立憲的に可能でないはずの事柄が、目の前で起こっていたためである。

筆者—『スコットランドの権利の要求』と題する短い宣言文は、誰が作成したか。

ライト—SCC の設立総会のための準備会合において、私が中心となって作成した。

筆者—グリーヴ委員会による『スコットランドの権利の要求』においては、SCC の意思決定の方法として多数決も考慮されていた。しかし実際にはコンセンサスの成立によって意思決定された。これは、どのような経緯によるのか。

ライト—スコットランドにおいて多数を占めるのは、労働党である。もし多数決でいけば労働党の決定が SCC の方針となってしまう。これでは少数者を疎外し望ましくないので、コンセンサス作りを大切にした。また、SNP が SCC に加わらなかったのも、コンセンサスが成立しえたという面もある。SNP は最初から独立という結論が固定しているからである。

筆者—SCC の共同議長のスティールとユーイングは、国会議員であった。エディンバラでの SCC の会合に出席するのに、不便は生じなかったか。

ライト—実質的な話し合いの場に両議長が出席するのはまれであった。むしろ重要な話し合いはエディンバラでなされ私が実務を担当した。その意味においてスコットランド自治は、自家製である（Home rule is home made.）。

筆者—SCC が直面した困難のうち、最大のものは何だったか。

ライトー1992年の総選挙での労働党の敗北と、新議会での選挙制度作り、とくに総議席数や選挙区と比例区の議席配分、男女比をめぐる紛糾である。

筆者ー新議会の成立をいつ確信したか。

ライトー1997年の5月1日、労働党による総選挙勝利の時である。

筆者ー政府の白書やスコットランド法は、SCCの文書とニュアンスが異なり内容的にも小さな相違がある。あなたは、この結果に満足しているか。

ライトー満足している。ブレアがスコットランドはUKの中にとどまると強調しているのは、彼がUKの首相であり、イングランドの有権者を納得させる義務があるからだ。

筆者ーどのような意図から、あなたは新議会議員選挙に立候補したか。

ライトー私はSCCでの経験を生かし、参加型の民主主義をさらにスコットランドに根づかせようと考えたからである。プロセス重視の政治手法を、新議会で生かしたかった。しかし落選という結果となり残念だった。私は一線を退き、再立候補の意志はない。

筆者ースコットランドに議会が成立したことの意味を、一般の人々に対して一層明らかにするために、議会は何をすべきか。

ライトー議会運営の5原則（筆者注：説明責任、応答性、開示性、アクセスしやすいこと、機会の平等）を守ること。プロセスが正しければ、良い結論が導き出される。また場当たりの政策でなく、戦略的に問題を解決する発想が大切である。

筆者ースコットランド議会が発足し、スコットランドは変わったか。

ライトー変わった。人々は自信を持つようになり、経済も好調である。人々はスコットランド議会のことを、真剣に受け止めその可能性に注目するようになった。

7. おわりに

20世紀後半のスコットランドは、逆境にあったといえる。1960年代から伝統産業の競争力不足は明らかとなっていた。最初の住民投票の年1979年には、さまざまな潮流が相互にぶつかりあって、スコットランド人は進むべき針路が見いだせずじまいといえよう。たしかに経済は不振の度を深めていた。しかし、世界大に広がる植民地を喪失(1960年)してからまだ時は浅く、「帝国意識」の余韻からか、ロンドンでなくエディンバラを自らの政治の場とするまでには意識を転換できなかった。また北海の「石油」も魅力的であったが、国家による経済振興の期待もあった。

よくも悪くも80年代のサッチャー主義は、こうしたスコットランド人の迷いをふっきったのである。フォークランド戦争で露出されたサッチャー首相の「帝国意識」に、スコットランド人の共感はなかった。それどころか、エディンバラのアセンブリ・ホー

ルでの「世の中にあるのは、国家と個人であって社会など存在しない」との彼女の言説、信条、政策、手法のすべてが、スコットランド人一般の反発を招いた。しかもこれを投票で意趣返しすることもできなかった。総選挙で全国的には保守党が勝ち続けたからである。

保守党政権の18年は、スコットランドの野党支持者や自治推進派にとって、長い月日であった。しかし、スコットランドの知識人や国会議員たちは、その年月をただ無力感の中に空費していたのではなく、SCCを立ち上げそこで自治案を練りあげていったのである。実際スコットランド議会の設立にSCCは大きく貢献した。これは新議会の陣容からも明らかである。SCCの共同議長の一人スティールが新議長に選出された。初代首相のデュワーこそ、89年スコットランドの労働党を率いてSCC参加を決定した当事者である。またコンセンサスを重んじたSCCの方法は、労働党の文化を変えたとの指摘がある⁶⁶⁾。SCCでの経験があって始めて、労働党と自由民主党は新議会で連立できたといえよう。さらに政権を待機する野党は何をすべきかという点においても、両党から学ぶ点が多い。

自治議会の成立が、しかし諸矛盾をすべて解決するのではない。むしろ矛盾は今までとは別次元で噴き出す可能性がある。たとえばUK政府とエディンバラの内閣の間に係争が起こったら、誰がどう解決するのだろうか。両政府の政権政党が異なったらどうなるか、また財政をめぐる紛争が起きないか、心配の種は尽きない。その問題の根源は、国家(state)でも一地方(region)でもない、今までは人々の意識の中のみ存在したスコットランドというネーションが、自治権を持つという点にある。すなわちスコットランドは、議会を持つことによって王国の中の、しかも実体を持ったネーションという中途半端な状況に立ち至ったのである。ただし、こうした曖昧さは、自治反対派やSNPにより論じ尽くされてきた。もし中途半端を嫌うならば、97年以前の現状維持か独立かの選択肢しかない。筆者は、SCCの参加者も97年に賛成票を投じた人々も、自治の持つ曖昧さと困難とを認識のうえで、現状を改善するという意図を持ち敢えてスコットランド固有の政治空間を作り出す決断をしたのだと、考えている。スコットランドという共同体は、この重い決断によって、アセンブリ・ホールの中に形を与えられ、政治的共同体として歩き始めたのである。

註

- 1) 1926年このSecretaryは閣僚となったので以降スコットランド相と訳した。
- 2) 20世紀末における主権国家連合王国をめぐる状況については、一條都子「イギリスの解体？」西川、宮島前掲書 234-251頁。また、本稿より政治学的な観点からの新議会の権限と構造については、弥久保 宏「現地報告 スコットランド議会の権限と構造」『議会政治研究』53号 2000年

- 2月 39-46頁。
- 3) The Scottish Constitutional Convention, *Towards Scotland's Parliament*, [以下 T. S. P. と略] Edinburgh, 1990, p. 18.
- 4) スコットランドの歴史については、邦語の通史として R・ミチスン編、富田理恵、家入葉子訳『スコットランド史—その意義と可能性—』未来社 1998年。
- 5) 自治 (Home rule) と権限委譲 (Devolution) という言葉については、前者は、国家の枠組みの中でスコットランドの領域内の事柄がスコットランド人によって治められるという意味であり、後者は、中央政府が保持していたスコットランド領域内の事柄の決定権をスコットランドに委譲するという意味である。したがって両者は主体とニュアンスが異なっているものの、結果として生じる内容は同じであり、英文中では文脈に応じて互換的に用いられている。本稿でもこれに準じ、文脈に応じ互換的に使用する。またスコットランド人を、本稿の性格上「スコットランド内で選挙権を持つ人々」と定義する。
- 6) J. Mitchell, *Strategies for Self-government*, Edinburgh, 1996, pp. 316-317.
- 7) C. Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes: Twentieth-Century Scotland*, Edinburgh, 1998, 3rd edition, p. 162.
- 8) T. M. Devine, *The Scottish Nation: A History 1700-2000*, New York, USA, 1999, pp. 586-588.
- 9) Harvie, *op. cit.*, p. 164.
- 10) Devine, *op. cit.*, p. 589.
- 11) L. Paterson, ed., *A Diverse Assembly: The Debate on a Scottish Parliament*, Edinburgh, 1998, p. 75.
- 12) J. McFadden & M. Lazarowicz, *The Scottish Parliament: An Introduction*, Edinburgh, 1999, p. 6.
- 13) G. Hassan, ed., *A Guide to the Scottish Parliament*, Edinburgh, 1999, p. 32.
- 14) C. Harvie, *Scotland and Nationalism: Scottish Society and Politics 1707-1994*, London, 2nd edition, 1994, p. 203.
- 15) K. Wright, *The People Say Yes: The Making of Scotland's Parliament*, Argyll, 1997, p. 140.
- 16) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 193.
- 17) Wright, *op. cit.*, p. 195.
- 18) R. J. Finlay, *A Partnership for Good?: Scottish Politics and the Union Since 1880*, Edinburgh, 1997, pp. 161-163; J. Mitchell, "Scotland in the Union, 1945-95: The Changing Nature of the Union State", p. 98, in T. M. Devine & R. J. Finlay, ed., *Scotland in the 20th Century*, Edinburgh, 1996, pp. 85-101.
- 19) Devine, *op. cit.*, pp. 606, 612-614; Finlay, *op. cit.*, p. 164.
- 20) Devine, *op. cit.*, pp. 602, 608. 議席数の動向は, A. Brown, D. McCrone & L. Paterson, *Politics and Society in Scotland*, London, 2nd edition, 1998, p. 8.
- 21) Mitchell, *Strategies for Self-government*, pp. 233-234, 245-246, 292.
- 22) Brown, *op. cit.*, p. 8.
- 23) J. Peat & S. Boyle, "Scotland in Overview", pp. 22-23, in B. Jamieson, ed., *An Illustrated Guide to the Scottish Economy*, London, 1999, pp. 10, 20.
- 24) Brown, *op. cit.*, p. 84.

- 25) Hassan, *op. cit.*, p. 75.
- 26) Devine, *op. cit.*, pp. 592-594.
- 27) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 169.
- 28) Devine, *op. cit.*, p. 596.
- 29) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 171; Devine, *op. cit.*, p. 596-597.
- 30) Devine, *op. cit.*, pp. 598-599, 614.
- 31) Jemieson, *op. cit.*, pp. 8-33.
- 32) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, pp. 176-177; Devine, *op. cit.*, pp. 608-609.
- 33) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 177.
- 34) Wright, *op. cit.*, p. 23.
- 35) B. Taylor, *The Scottish Parliament*, Edinburgh, 1999, p. 32.
- 36) Wright *op. cit.*, pp. 30-31; Taylor, *op. cit.*, pp. 33-34; O. D. Edwards, ed., *A Claim of Right for Scotland*, Edinburgh, 1989, pp. 1-2.
- 37) 同党には第1章で言及しなかったためここで議席数を記しておく。72 議席中 83 年の総選挙で 8, 87 年 9, 92 年 9, 97 年 10 と推移した。Alice, *op. cit.*, p. 9.
- 38) Paterson, *op. cit.*, pp. 169-173.
- 39) Wright, *op. cit.*, pp. 39-47; Taylor, *op. cit.*, pp. 36-44.
- 40) Taylor, *op. cit.*, p. 46; Scottish Parliament, *Scottish Parliament Opening Ceremony: Official Souvenir Brochure*, Edinburgh, 1999, p. 35.
- 41) Wright, *op. cit.*, pp. 59-104.
- 42) *T. S. P.*, pp. 19-20; Taylor, *op. cit.*, p. 45. 以後 SCC 参加の諸政党, 特に労働党や自由民主党について, 限定をつけない場合, それは SCC に参加したスコットランドの労働党, 自由民主党を指すものとする。
- 43) Wright, *op. cit.*, p. 52.
- 44) この革命については, 富田理恵「スコットランドと『1688-90 の革命』—ダンディとその周辺農村からみて—」『史学雑誌』第 101 編 第 6 号 1992 年 75-96 頁参照。
- 45) N, M. de S. Cameron, ed., *Dictionary of Scottish Church History and Theology*, Edinburgh, 1993, p. 188.
- 46) Edwards, *op. cit.*, pp. 9-53.
- 47) *T. S. P.*, p. 1.
- 48) The Scottish Constitutional Commission, *Further Steps: Towards a Scheme for Scotland's Parliament*, [以下 F. S. と略] 1994.
- 49) Taylor, *op. cit.*, pp. 49-64; Wright, *op. cit.*, pp. 124-202.
- 50) 北アイルランドではすでに比例制が導入されている。
- 51) *T. S. P.*, p. 12.
- 52) 原語では Additional Member System で, 日本での概念は, ブロックに相当する。
- 53) Wright, *op. cit.*, p. 156.
- 54) *Ibid.*, pp. 184-188.
- 55) *F. S.*, pp. 5-21.
- 56) Taylor, *op. cit.*, pp. 57-59, 64-65; Wright, *op. cit.*, pp. 209-215; SCC, *Scotland's Parliament. Scotland's Right.*, Edinburgh, 1999, p. 23;

- 57) Scotsman, 8 May 1999. T. Austin, ed., *Guide to the House of Commons May 1997*, London, 1997, pp. 300-301.
- 58) Taylor, *op. cit.*, pp. 69-81; Wright, *op. cit.*, pp. 239-256.
- 59) Austin, *op. cit.*, pp. 326-327.
- 60) Scottish Office, *Scotland's Parliament*, Edinburgh, 1997.
- 61) Taylor, *op. cit.*, pp. 82-139.
- 62) *Scotland Act*, The Stationary Office, London, 1998. A 4 版で 109 頁の冊子となっている。
- 63) The Consultative Steering Group, *Shaping Scotland's Parliament*, The Scottish Office, Edinburgh, 1999.
- 64) Taylor, *op. cit.*, pp. 138-142; Hassan, *op. cit.*, pp. 9-11.
- 65) Taylor, *op. cit.*, pp. 1-11; Scotsman, 2 July 1999.
- 66) Hassan, *op. cit.*, p. 28.